⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑹　手続きにおける交渉の有無　無。
⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所のとおり。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : MAEKAWA Ryuichi, Director of the Coordination Division Kobe Customs.
⑵　Classification of the products to be procured : 25
⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Surveillance Camera System (Fukuyama Port) 1 set.
⑷　Leased period : From 1 February 2021 through 31 March 2025.
⑸　Lease place : as in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade “A” or “B” in the Manufacturing, Selling or Services in terms of the qualification for participating in tenders by the Chugoku area or the Kinki area related to the Ministry of Finance (single qualification for every min-istry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. fro many ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
⑤　A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 PM 27 August 2020.
⑻　Contact point for the notice : TANAKA Daisuke, Procurement Section, Accounting Division, Kobe Customs, 12―1 Shinko-Cho, Chuo-Ku, Kobe-city 650―0041 Japan, TEL 078―333―3019.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年６月11日
支出負担行為担当官
東京国税局総務部次長　湯本　幸治
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75、78、28
⑵　調達件名及び数量　東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務（国税庁事務管理センター）一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　令和２年９月１日から令和６年３月31日まで。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札として行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和元・２・３（平成31・32・33）年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分が「役務の提供等」であって、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる等、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号を除く。）の規定に該当しない者であること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとし、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑻　本入札は、一の事業者で参加することも複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することも可とする。
なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件を全て満たす者であること。
イ　入札参加グループの代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。
ロ　代表事業者は、上記⑴から⑺の要件を全て満たす者であること。
ハ　入札参加グループを構成する代表事業者以外の事業者（以下「グループ事業者」という。）は、上記⑴から⑵及び⑷から⑺の要件を全て満たす者であることとし、令和元・２・３（平成31・32・33）年度財務省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。
ニ　代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者、又は単独で入札に参加する者でないこと。
⑼　事業協同組合で入札参加予定の場合において、当該組合構成員は、他の入札参加グループに参加もしくは単独での入札に参加できないものとする。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒104―8449 東京都中央区築地５－３－１
東京国税局総務部会計課経費第１係　井料綾子　電話03―3542―2111　内線2236
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　企画書及びその他必要書類の受領期限　令和２年８月３日午後５時00分
⑷　入札書の受領期限　令和２年８月５日午後５時00分。
⑸　開札の日時及び場所　令和２年８月６日午前10時30分　東京国税局１階第２入札室
4　電子調達システムの利用
本件は、電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。
ただし、紙による入札書の提出も可とする。
詳細については、入札説明書のとおり。